

非農地証明交付申請に必要な書類一覧・チェックリスト

	書類名称	発行機関	備考	チェック
必要な書類	申請書			<input type="checkbox"/>
	土地登記事項証明書	法務局	(写)可 (写)を添付の際は原本を持参すること	<input type="checkbox"/>
	公図	法務局	(写)可 (写)を添付の際は原本を持参すること	<input type="checkbox"/>
	付近の見取図			<input type="checkbox"/>
	現地写真			<input type="checkbox"/>
場合により必要な書類	住民票	役場等	土地登記事項証明書の所有者住所が現住所と異なる場合 ※前住所地欄にて確認できる場合のみ	<input type="checkbox"/>
	未相続の場合	現所有者の出生から死亡までの戸籍謄本		<input type="checkbox"/>
		相続関係図		<input type="checkbox"/>
		同意書		<input type="checkbox"/>
委任状		代理人が申請及び受領をする場合	<input type="checkbox"/>	

※ 上記の添付書類以外に当農業委員会が必要と判断した場合は、その書類を添付すること

※ 申請の締め切りは、毎月20日です（厳守）

【非農地証明交付審査基準】

- (1) 風水害等不可抗力の災害により、農地に復元することが困難であること。
- (2) 自然荒廃土地であり、かつ耕作されなくなってから10年以上経過し、農地に復元することが困難であること。ただし、生産調整による休耕を契機として荒廃した土地については、原則として証明書を交付しない。
- (3) 人為的に無断転用された土地であり、その転用行為が農地法施行日（昭和27年10月21日）以前に行われたもの。また、人為的無断転用であっても、その行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上、証明書を交付することをやむを得ないと認めた場合は、交付することが出来る。
- (4) 上記事項に該当する土地であっても、農業振興地域整備計画に定める農用地区域については、非農地証明書を交付しない。

申請案件につきましては、スムーズに審議を進めるため、地区担当農業委員もしくは推進委員にご相談をお願いします